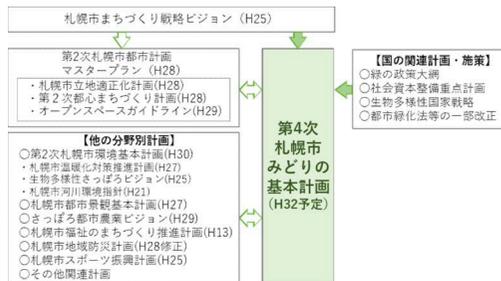


◆ 関連計画との関係

上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」や、関連計画である「第2次札幌市都市計画マスタープラン」「札幌市環境基本計画」(見直し中)との整合を図るほか、その他の分野別計画とも整合を図り、みどり豊かな札幌のまちづくりを総合的に推進するための指針です。



札幌市みどりの保全と創出に関する条例〔平成13年制定〕
緑保全創出地域の現状変更行為等に関する審査基準〔平成27年改正〕

(建設局みどりの推進部)

条例に基づき市内全域を山岳地域、里山地域、里地地域、居住系市街地及び業務系市街地の5つに指定し、それぞれの種別ごとに一定の緑化等の確保を図り、緑豊かな都市環境を創出しようとする制度「緑保全創出地域制度」が運用されている。
これにより、1,000㎡以上の敷地で建築物や工作物の建設など現状を変更する行為について、市長の許可が必要となり、緑化等が義務づけられている。

■ 地域種別と許可基準

保全創出地域種別	許可基準指標	許可基準	用途地域
居住系地域	緑化率	20%以上	第1、2種低層住居専用地域、第1、2種中高層住居専用地域、第1、2種住居専用地域、準住居地域、住居地域
業務系地域		10%以上	商業地域、工業地域、工業専用地域

※準工業地域は、居住系と業務系が混在

第2次都心まちづくり計画〔平成28年〕(みどり関連抜粋)

(まちづくり政策局 都心まちづくり推進室)

都心まちづくりの戦略	戦略推進のための施策
北海道らしい豊かなみどりや地球にやさしい環境を守り育てる持続可能なまちの実現	北海道・札幌を象徴する豊かなみどりを感じる空間の創出・拡充
骨格軸の形成・強化の指針	
骨格軸	取組の骨子
駅前通 ～にぎわいの軸～	●札幌の玄関口からつながる目抜き通りとして、北海道・札幌らしいみどりの景観と活力・にぎわいを感じることができる沿道の街並みを備えた軸空間の形成
大通 ～はぐみの軸～	●大通公園を中心に南北の両街区とのパブリックスペースや回遊空間、みどりの連続性を生み出すことによる、レガシーにふさわしい象徴性の強化 ●大通公園及びその沿道周辺を、札幌を象徴するレガシーとして次の時代につなげていくための検討 ●大通公園を中心とする「はぐみの軸」形成に関わるビジョンの検討と、それを踏まえた地区計画・景観計画重点区域の検討 ●土地利用更新等を通じたみどりの強化、回遊性の強化に伴い、創成川以西・以東の連続性を向上
創成川通 ～つながりの軸～	●みどりや水辺環境と呼応する、良質で落ち着いたある回遊環境の活用
北三条通 ～うけつぎの軸～	●旧永山武四郎邸、旧三菱鉱業寮及び永山記念公園の改修整備に伴うパブリックスペースの強化とその活用



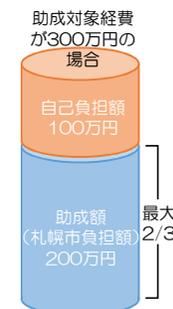
さっぽろ都心みどりのまちづくり助成制度

(建設局みどりの推進部)

事業者が都心部で行う4つの緑化手法を対象とし、緑化費用の3分の2まで助成する制度があります。

■ 対象となる事業

緑化種別	定義	指定面積
空地緑化	公道に面する敷地内の地上部での緑化	10㎡以上
壁面緑化	建築物外壁面での緑化	5㎡以上
屋上緑化	建築物の屋上・屋根での緑化	10㎡以上
室内緑化	建築物内部での緑化	5㎡以上



1. 市街化区域(民有地緑化)のみどりについて

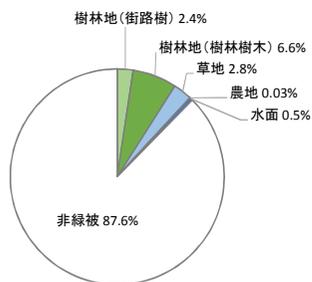
■ 審議会でのご意見

- ・公共・民間施設における緑化率の制限が必要ではないか(数値目標を掲げるか否か)。
- ・民間施設におけるみどりのオープンスペースのイメージ

(1) 都心

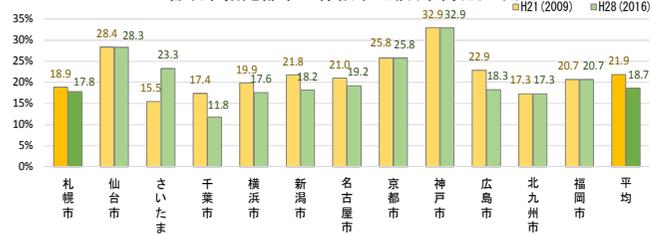
札幌都心部の近年の緑化率は、平成26年度調査では約12.4%で、平成19年調査より0.4%の増加となっています。樹林率については、9.1%で約0.2%の増加となりました。増加の要因は創成川公園の造成や月寒通の緑被増、減少の要因は校舎やマンション棟の建設による緑被減となっています。

■ H26(2014) 都心部の緑化率(12.4%)



札幌市の緑化率を各政令指定都市の中で見ると平均(18.7%)をやや下回り、市街化区域では減少傾向にあります。

■ 各政令指定都市の緑化率比較(市街化区域)



出典:都市緑化施策及び緑地保全施策の実績調査(国土交通省)

※比較可能なデータを有する政令指定都市を抽出/※各都市で調査年度、調査精度が異なる/※札幌市はH26.6現在



(2) 地域交流拠点

オープンスペースガイドライン [平成29年]抜粋

(まちづくり政策局都市計画部)

「地域交流拠点等における緩和型土地利用計画制度等の運用方針」[平成28年]に基づき容積率の最高限度の割増や補助金による支援を受け、民間都市開発において整備されるオープンスペースについて、整備に関する基本的な基準を示しており、この中で「植栽」について、以下の協議事項が示されています。

- ・敷地内の緑化計画については、植栽をオープンスペースの中やオープンスペースに面する部分へ配置するなど、人々の目に触れるような配置としてください。
- ・植栽を設ける場合には、オープンスペースの種類に応じて、質や魅力を高めるような種類やレイアウトを計画してください。
- ・将来にわたって植栽が維持されるよう、環境の特性を把握したうえで、植栽位置、樹種の選定、植栽間隔・密度、植栽基盤の改良などについて、慎重に検討してください。また、樹種に応じて将来の成長を見越した計画としましょう。

2. 市街化調整区域のみどりについて

■ 審議会でのご意見

- ・市街化調整区域のみどりは、大きな問題であるため、関係部局と調整して考える必要がある。
- ・耕作放棄地は、野鳥の生息地など重要なものである。

■ 「市街化調整区域の保全と活用の方針」(平成18年策定、25.年最終改訂)の見直し(検討中)

札幌市では、「市街化調整区域の保全と活用の方針」の見直しのため、札幌市都市計画審議会 土地利用計画等検討部会において検討を進めています。
方針の見直しにあたっては、自然環境や農地の保全を前提としつつ、市街地の外ならではの特質を生かし、土地を適切かつ有効に活用していくため、土地利用に関する考え方を以下のとおり類型化し各類型に応じた誘導策を整理しています。

類 型		土地利用の現況と動向	土地利用の方向性
A 保全優先型	ア 自然環境	森林法等で良好な自然環境が保全されているが、その制限度合は制度ごとに異なる。	保全を強化
	イ 災害の発生のおそれのある区域	主に南西部に土砂災害警戒区域、北東部に浸水被害を想定した区域が指定されている。	現行制度を維持(区域を明示)
	ウ 農地	本市は農家の多様な取組を支援しているが、農家数および農地面積は減少を続けている。	農業振興に資する取組について緩和を検討
B 活用調整型	ア 産業活用	大規模流通業務施設等については、路線を限定して立地が認められおり、立地が進んでいる。	流通業務施設の立地について緩和を検討
	イ 既存施設活用	区域区分指定以前からある住宅団地や公共公益施設(学校、病院等)等が点在している。	現行制度を維持(今後の動向を注視)
C 魅力創造誘導型	ア 高次機能交流拠点	各拠点には多くの利用者が訪れ、札幌の魅力と活力の向上に資する活用がされている。	各拠点の取組の方向性に応じて緩和を検討
	イ 高次機能交流拠点以外の地域	豊かな自然環境がもたらす多様な地域資源は、観光・レジャー・スポーツ等に活用されている。	地域資源の活用促進について緩和を検討
開発許可制度が及ばない土地利用		資材置場や太陽光発電設備等の立地については、都市計画法上の制限はないが周辺環境への影響等に留意する必要がある。	他施策との連携により規制を強化

3. 生物多様性について

■ 審議会でのご意見

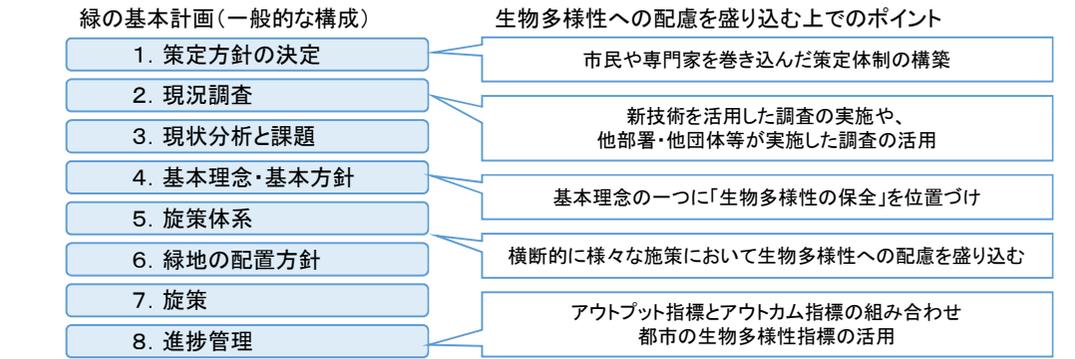
- ・生物多様性を前面に出した計画であると良い。
- ・他部局と調整して生物多様性保全に向けた取組みを推進するべきである。

緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項〔平成23年〕 (国土交通省)

- ・エコロジカルネットワークの構成要素を下記の施策によって保全することができる。
 市民緑地、生息生育地型特別緑地保全地区、緑地保全地域、条例に基づく緑地保全のための地域指定、地区計画等緑地保全条例制度の活用、緑地協定の締結、緑の基本計画の保全配慮地区、緑化地域の指定などで保全
- ・予想される導入施策
 普及啓発、環境教育、緑化方法等の普及啓発、多様な主体との連携、外来生物の防除や在来種の保全

生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き〔平成30年〕 (国土交通省)

生物多様性への配慮が充分とは言い難い状況の「緑の基本計画」の策定において、どのように生物多様性への配慮を行えばよいか、具体的に参照できる手引きを作成することにより、地方公共団体における都市の生物多様性保全に向けた取組を促進することをめざした手引き。



生物多様性さっぽろビジョン〔平成25年〕 (環境局 環境都市推進部)

生物多様性の保全のために、札幌市ができること、取り組まなければならないこととして、「世界の生物多様性の構成要素である札幌の生物相を維持すること」「世界の生物多様性から生み出される資源を消費することで成り立っている私たちの暮らしや事業活動のあり様を見つめ直すこと」の2点を掲げ、体系的・総合的な施策の推進を図るための生物多様性に関する取組の方向性を示した長期的指針。

理念

北の生き物と人が輝くまち さっぽろ

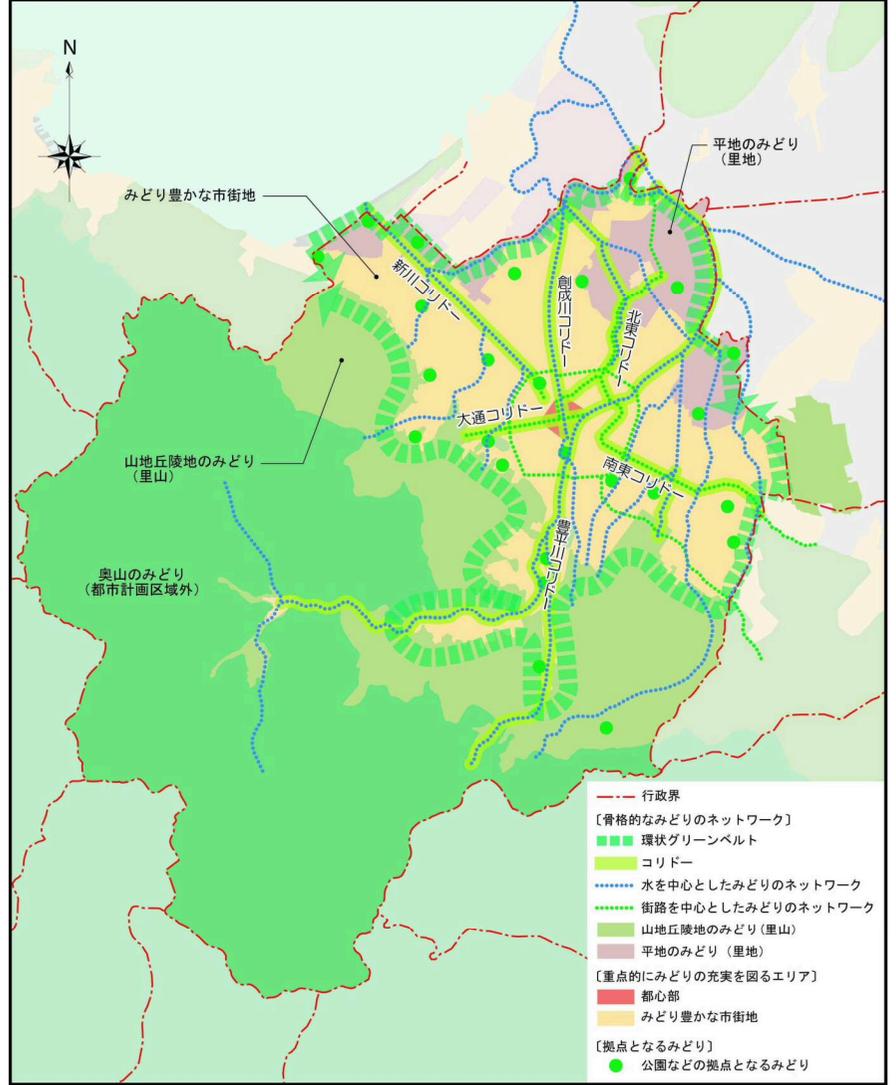
目標

- 豊かな生物多様性と共生する都市づくり
- 生物多様性に配慮したライフスタイルの実践
- 伝統資源の継承及び創造

関連する取組み(抜粋)

施策の柱	施策の方向性	想定される取組み
「理解する」 生物多様性に対する理解を深める	自然とのふれあいの場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生き物調査などの市民参加型プログラムの実施 ・市民の森などでの森林体験 ・市民農園などでの農業体験 ・人が生き物に触れられる川づくりなど
「継承する」 生物多様性を守り育て、将来に伝えていく	生息・生育環境の保全と拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・水と緑のネットワークづくり ・特別緑地保全地区・都心の緑の充実 ・多自然川づくり ・農地の保全 ・天然記念物の保全 ・環境アセスメントの運用

みどりの将来像



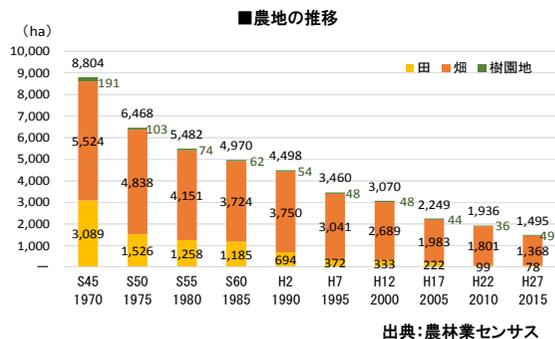
4. 農地のみどりについて

■ 審議会でのご意見

・都市計画区域内における農地面積は減ってきており、多様なみどりにつながっていないのではないか。

農地は、ここ45年で約85%減少しています。

北東部一帯に野菜等の畑作を中心とした農地が広がり、生産の場であるとともに、市民が農業にふれる身近な場としての機能を担っていますが、過去45年で約6分の1まで農地は減少しており、対して耕作放棄地は増加傾向にあります。



第2次さっぽろ都市農業ビジョン [平成28年]

(経済観光局 農政部)

札幌市農業の歴史や個性、農業を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、都市農業に新たな価値を見出し、札幌の農業を次世代の子どもたちに残していくために取り組むべき方向を示した指針。

基本理念

地域・市民とともに育む「さっぽろ農業」

- 地域単位でのきめ細やかな担い手の育成
- 新鮮で安全・安心な農産物を持続的に生産・供給する体制づくり
- 地域の歴史や文化、風土特性に合わせた多様な農業展開

基本的な方向

I 意欲ある多様な担い手が輝く「さっぽろ農業」

取組みの方針

- (1) 多様な農業の担い手の育成・確保
- (2) 農地の保全と活用

II 市民に信頼される持続可能な「さっぽろ農業」

- (1) 農業経営の安定強化(生産力と販売の強化)
- (2) 地区ごとの農業の個性を活かした多様な取組の推進

III 市民の農ある暮らしにつながる「さっぽろ農業」

- (1) 市民の農業に対する理解促進

関連する取組み(抜粋)

施策	取組み内容
遊休農地の利活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「人・農地プラン」に基づく市内遊休農地の解消対策の検討 ・補助事業活用による遊休農地の再整備 ・市民農園や体験農園など地域の実情に応じた農的活用の促進 ・農地の多面的機能の維持保全につながる取組を推進し、農地の遊休地化を防止
市街化調整区域内及び周辺農地の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の農的活動、農家と市民の交流の場としての活用の検討 ・防災、環境保全、景観形成など多面的機能の維持、保全に向けた農地のあり方の検討

■ 次回検討事項

次回審議会では、下記の事項について議論していただけるよう資料を作成します。

公園

市民参加

森林、
自然歩道